

③ アポイントメントセールス

知らない異性からの呼び出しには要注意!

SNSで知り合った男性と喫茶店で会うことになった。その後、男性の勤務先の店舗に行くことになり、アクセサリーを売りつけられてしまった。

POINT! クーリング・オフ
ができます

書き方等はこちら(→P8)

SNSで知り合った彼からメールが届いた。



このネックレス、どう? 君のためにデザインしたんだ。

私のためなんて言われたら...

店長からは30万円で売られて言われてるけど、是非君に着けて欲しいから、特別に20万円どう?



ADVICE!

- 販売目的を隠して、店舗等に相手呼び出し、商品やサービスの契約を勧誘する方法は「アポイントメントセールス」と呼ばれ、クーリング・オフの対象となります。(→P7)
- クーリング・オフの期間が過ぎても、消費者契約法(→P11)により契約を取り消すことができる場合があります。あきらめずに交渉しましょう。

④ キャッチセールス

街で声をかけられたら要注意!

街頭で「アンケートに答えてくれたらプレゼントをあげる」と声をかけられ、連れて行かれた店舗でウォーターサーバーの契約をさせられてしまった。

POINT! クーリング・オフ
ができます

書き方等はこちら(→P8)



ADVICE!

- 路上などで声をかけ、店舗等に同行させて高額な商品やサービスの契約を勧誘する方法は「キャッチセールス」と呼ばれ、クーリング・オフの対象となります。(→P7)
- クーリング・オフの期間が過ぎても、消費者契約法(→P11)により契約を取り消すことができる場合があります。あきらめずに交渉しましょう。